

昭和二十五年七月二十八日受領  
答 弁 第 二 二 一 号

(質問の 二二一)

内閣衆質第二一号

昭和二十五年七月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出大阪市における官民衝突に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出大阪市における官民衝突に関する質問に対する答弁書

- 一 お尋ねの集会禁止処分は、連合軍総司令部の指示に基いて大阪市警察当局がとつた措置である。
- 二 その際集会者を解散させるため多少の紛争を生じ警察側及び集会者側双方に若干の負傷者が発生した模様であるが、その詳細は目下取調中である。
- 三 報告に接していないので、不明である。
- 四 紛争の発生を挑発しまたはそれによつて弾圧の口実を作つていような事實は全くない。
- 五 政府としてはいかなる行為であつても、禁止行為に該当するものに対しては、今後といえども厳正に取り締る考えである。

右答弁する。